

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護 訪問看護リハステーションドリームチーム運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社らいさすが開設する指定訪問看護リハステーションドリームチーム（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、要介護もしくは要支援状態にあり、かかりつけの医師が※指定訪問看護もしくは指定介護予防訪問看護（※以下「訪問看護」という。）の必要性を認めた在宅療養者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指して支援する。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護リハステーションドリームチーム
- 二 所在地 高知県南国市物部 131-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 [保健師又は看護師] 1名
ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
管理者は、ステーション従業員の管理及び訪問看護の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師 常勤換算で 2.5 名以上
看護師は、訪問看護計画書または介護予防訪問看護報告書、及び訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。
- 三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。

四 事務員 1名以上

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日～日曜日までとする。
ただし、12月31日～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- 二 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- 三 檻瘡の予防、処置
- 四 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- 五 ターミナル期の看護
- 六 認知症・精神障害者の看護
- 七 療養生活や介護方法の指導・相談
- 八 カテーテル等の管理
- 九 その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- 十 日常生活用具の使用方法の訓練
- 十一 療養環境の整備

(サービスの提供記録の記載)

第7条 従業員は、訪問看護を提供した際には、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を行い、記録が完結した日から5年間保存する。

(利用料等)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料は、介護保険法に基づき、介護報酬告示上の額とする。但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者負担とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南国市全域、香南市・香美市・高知市の一部

*香南市は下記の地域とする。

野市町、吉川町、赤岡町、香我美町上分、香我美町下分、香我美町山北、香我美町岸本、香我美町徳王子

*香美市は下記の地域とする。

土佐山田町中組・北組西・南組・黒土・栄町・秦山町・宝町・宮前町・旭町・東本町・百石町・前山・北本町・岩積・中野・松本・山田・岩次・神通寺・京田・戸板島・下ノ村・小田島・楠目・宮ノ口・古町・須江・久次・上改田・神母ノ木・加茂・テクノパーク・船谷・植・逆川・町田・佐古藪・西本町・山田島・佐野・間・杉田・景山・林田

*高知市は下記の地域とする。

介良・大津・潮見台・高須・葛島・薊野・一宮・布師田・北川添・高塙・杉井流・北久保・南久保・南御座・北金田・南金田・札場・海老ノ丸

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに速やかに主治医・ご家族・担当ケアマネジャーに連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、概ね年1回程度定期的に避難訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第14条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
3 前2項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(高齢者虐待防止)

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3 虐待防止の為の指針を整備する。
4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事業継続計画)

第16条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意点)

第17条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社らいさすとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成20年5月1日から施行する。

この規定は、平成20年6月1日から施行する。

この規定は、平成20年7月10日から施行する。

この規定は、平成21年2月1日から施行する。

この規定は、平成26年8月1日から施行する。

この規定は、平成26年8月24日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年5月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年11月1日から施行する。